

加茂小校区自主防災会規約

(名称及び組織)

第1条 この会は加茂小校区自主防災会（以下「本会」という）と称し、加茂小コミュニティ協議会（以下「協議会」という）に設ける。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は川西市コミュニティセンター加茂ふれあい会館内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、区域内の住民の自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害などによる被害（以下「災害」という）の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(区 域)

第4条 本会の区域は、加茂小学校区（川西市立小学校及び中学校の指定等に関する規則別表第1に定める校区による。）の範囲とする。

(構成員)

第5条 本会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める地域に居住する者。
- (2) 前条で定める地域内で事業を行う個人若しくは法人、当該地域内への通学者若しくは通勤者又は当該地域内で活動する各種団体で、協議会が認めたもの。

(活動内容)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動内容を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 自治会内の自主防災活動について。（補則）
- (3) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導・安否確認等、要援護者対策等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災倉庫（防災機材等の整備・備蓄・管理）に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 防災委員長 1 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 書記 1 名
- (6) 広報 1 名

- 2 役員は、幹事会より選出する。但し、会長・副会長は協議会の会長・副会長とする。
防災委員長は、会長が防災委員から指名する。
- 3 役員の任期は 1 年、防災委員長は 3 年とする。但し、再任することができる。

(役員の任務)

- 第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 - 3 防災委員長は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
 - 4 会計は、本会の会計を行う。
 - 5 書記は、会の事務事項を担当し、会務の運営にあたる。
 - 6 広報は 本会の広報活動を行う。

(顧 問)

- 第 9 条 本会は、目的を達成するために必要と認める場合は、幹事会において承認を得て、顧問を置くことができる。

(会 議)

- 第 10 条 本会は、総会・役員会・幹事会・防災委員会及び活動班により運営する。

(総会)

- 第 11 条 総会は、最高議決機関であり、会長がこれを招集する。
- 2 総会は、年 1 回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会は、代議員制とし、協議会の代議員をもって構成する。
 - 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 地区防災計画の作成および改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算、及び決算に関すること。
 - (5) 役員の選任に関すること。
 - (6) その他、幹事会が特に必要と認めること。
 - 5 総会は、その付議事項の一部を会長に委任することができる。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が召集する

2 役員会は、本会の運営に関すること、幹事会へ付議する事項等について協議する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、役員会及び協議会運営委員会をもって構成する。

2 幹事会は、必要に応じて会長が随時召集する。

3 幹事会は、総会に提出すべき議案を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 地区防災計画の作成および改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算、及び決算に関すること。

4 総会より委任されたこと。

5 その他、幹事会が特に必要と認めること。

(防災委員会)

第14条 本会に防災委員会を設置する。

2 防災委員会は、自治会長と自治会長に推薦された防災委員をもって構成される。

3 防災委員の任期は2年とする。但し自治会長は除く。

4 防災委員会は、必要に応じて防災委員長が召集する。

5 防災委員会は、地区防災計画を作成する。

6 防災委員長のもと活動班を統括する。

7 防災倉庫を管理する。

(活動班)

第15条 本会に活動班として、情報収集連絡班、消火班、救出救護班、避難誘導班
給食・給水班、安全点検・巡回班を置く

2 班の編成及び任務分担は別に定める。

(地区防災計画)

第16条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は次の事項について定める。

(1) 災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導・安否確認、給食給水・生活維持及び安全点検・巡回に関すること。

(5) その他必要な事項。

(防災活動)

第 17 条 本会は、第 6 条（活動内容）に基づき市危機管理室、管轄消防署の指導、連携より活動する。

(経 費)

第 18 条 本会の運営に関する経費は一括交付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 19 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 20 条 本会に監事 2 名を置く。

2 監事は、幹事会より選出し、総会において承認をうける。

3 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会に報告しなければならない。

(その他)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については、幹事会で別に定める。

附則

この規約は、平成 13 年 1 月 26 日から実施する。

この規約は、平成 14 年 5 月 19 日から実施する。

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

この規約は、平成 29 年 7 月 20 日から実施する。

この規約は、平成 31 年 4 月 21 日から実施する。

この規約は、令和 3 年 5 月 16 日から実施する。

この規約は、令和 7 年 5 月 18 日から実施する。

(補則)

第 6 条 (2) 自治会内の自主防災活動について

平常時活動

1. 自治会長は、自治会毎の防災訓練（安否確認訓練他）を実施する。
2. 上記 1. を実施するため、最初に自治会長は、防災委員、自治会役員、民生員児童委員と協力し、自治会区域内の自治会員、非自治会員、要援護者についての「安否確認体制表」を作成すること。
3. 自治会長は、自治会区域内の災害発生時の危険個所を予め把握し、一時避難所までの避難ルート表を作成しておくこと。
4. 防災について情報を共有するため、日常から近隣者とのコミュニケーションを図っておくこと。

災害時活動

1. 自治会長は、災害発生時には、「安否確認体制表」に基づき、一時避難所にて自治会役員は自治会員・非自治会員の安否確認をして自治会長に報告する。
また、民生委員児童委員は要援護者の安否確認をして自治会長に報告する。
2. 自治会長は、加茂小校区自主防災会会長に被害状況を報告する。
3. 防災委員は、災害発生により避難が必要な時は、住民を広域避難所に誘導する。
4. 市の指示により避難所の要援護者で必要な場合は、福祉避難所へ収容する。

(地区防災計画)

第16条 災害発生時における

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (4) 情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導
・ 安否確認、給食給水・生活維持及び安全点検・巡回に関すること。

2021年度 加茂小校区自主防災会組織表(案)

